

# 教えて!

## 「共謀罪」

5

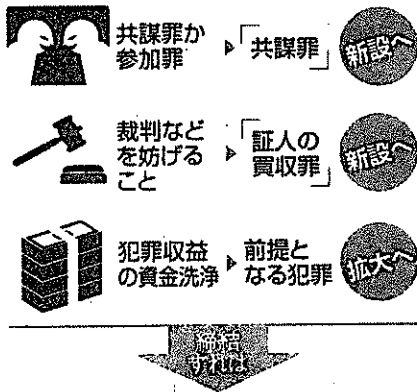
### 条約締結で何が得られる?

政府が「共謀罪」を改めた「テロ等準備罪」の新設を目指す理由が、「国際組織犯罪防止条約」(TOC条約)の締結だ。

TOC条約は2000年11月に国連総会で採択された。各国が国際組織犯罪に協力して対処するため、犯罪とする行為を共通化し、締約国同士の犯罪人引き渡しや捜査共助を促す内容。

「共謀罪」とされている。念頭に置くのは経済的利益を目的とした犯罪で、90年代にマフィアによる麻薬や銃の密輸が拡大したことが背景にあった。00年12月に行われた署名会議はマフィア発祥の地とされるイタリア・シチリア島のパレルモで開かれたため、別名「パレルモ条約」と呼ばれる。

日本政府的対応  
TOC条約が犯罪化を求める事項 (187カ国・地域が締結)



犯罪人引き渡し・捜査共助が実現

実際に条約を見ると、対象となる犯罪は「金銭的利益を得るその他の物質的利益を得る」時や共産党なども賛成し、野党の民主党(当時)や共産党なども賛成し、野党の自公両党だけで7カ国・地域が締結済みだが、日本政府は国内法が条

約が求める義務を果たせていないとして、締結作業を見送っている。安倍晋三首相は国会で「すでに187の国と地域が締結している条約の締結は、協力関係を構築するうえで極めて重要だ」と訴える。

では、条約を締結するには何が必要なのか。政府の解釈では、犯罪の合意を罰する「共謀罪」、もしくは、組織的犯罪集団の活動への参加を罰する「参加罪」の整備がいるという。日本では憲法で「集会・結社の自由」を保障していることもあり、政府は「参加

罪」ではなく「共謀罪」を選び、法整備を目指している。だが、この「共謀罪が必要」という条約の解釈をめぐっても論争はある。野党は締結のために「共謀罪」を新設した国に限られていることから、「現行でもこの条約を締結できるのではないか」と指摘する。政府は2020年の東京五輪を控え、捜査協力のために共謀罪の法制化が不可欠とも主張する。外務省は共謀罪がある米国のTOC条約に基づき、他の締結国と約300件で捜査共助をし、180人以上の犯罪人を相互に引き渡した実績があると例示している。

しかし実際には、日本政府の「メンツ」の問題も大きいようだ。国連加盟国で未締結なのはイラン、南スーダンなど11カ国。日本は国際会議でもたびたび締結を求められており、法務省幹部は「締結のメリットは国際的な信用だ」と語る。(下司佳代子、久木良太)